

第5回 改正フロン回収・破壊法説明会の開催

主 催 : 近畿冷凍空調工業会

ビルの空調や業務用の冷凍・冷蔵機器等に冷媒として使用されているフロン類の回収率の向上を図る為、フロン回収・破壊法が一昨年6月に改正され、昨年10月1日より施行されております。

今般の改正では、行程管理制度（業務用冷凍空調機器の廃棄者からフロン類回収業者まで書面を回付し、広範な関係者によるフロン類の引渡しを補完する制度）を導入し、業務用冷凍空調機器の所有者、使用者だけでなく建物の解体やリフォームを受託する工事関係者（建設業者、解体業者など）にも一定の役割を義務付けたほか、機器の整備、修理時についてもフロン回収・破壊法による回収を義務付ける等の改正を行っています。

このため、当会では幅広く関係事業者等への説明会を昨年9月より4回開催いたしました。

今回が最終の説明会でありますので、希望者は早急にお申し込み下さい。

なお、本事業は公益信託地球環境保全フロン対策基金助成事業であります。

改正フロン回収・破壊法説明会実施要領

日 時	平成20年2月28日(木)午後1時30分～3時30分
会 場	大阪府商工会館7階 講堂 大阪市中央区南本町4-3-6 TEL 06-6271-0031
定 員	150名 (定員になり次第、締め切ります)
参加料	無 料
申込方法	次頁 申込書に記載の上 近畿冷凍空調工業会宛 FAX 06-6251-4724 にてお申し込み下さい。参加票、会場案内図を FAX にてお送りします
説 明 内 容	改正フロン回収破壊法 概要 行程管理制度の概要 行程管理票の記載方法
お問い 合せ先	近畿冷凍空調工業会 大阪市中央区南本町4-3-6 TEL 06-6251-1669 FAX 06-6251-4724

近畿冷凍空調工業会 御中 FAX 06 - 6251 - 4724

第5回 改正フロン回収破壊法 説明会 参加申込書

会社名		
所在地 TEL、FAX		
担当者氏名・所属		
参加者氏名		